

お客さま各位

セコム損害保険株式会社

## 2024年4月1日の建築基準法改正に伴う 各種資料等の読み替えについて

2024年4月1日の建築基準法改正に伴い、建築基準法施行令も改正され、建築基準法施行令の条番号が一部変更となります。

上記改正に伴いまして、以下の〈読み替え対象となる資料等〉に記載されている「建築基準法施行令第108条の3」を「建築基準法施行令第108条の4」へ読み替えてご参照くださいますようお願い申し上げます。

### 〈読み替え対象となる資料等〉

- ・セコム安心マイホーム保険 パンフレット
- ・セコム安心マイホーム保険・火災保険 契約申込書
- ・セコム安心マイホーム保険・火災保険 契約更改申込書
- ・火災保険契約内容変更依頼書（承認請求書）
- ・家庭総合保険・火災保険ご契約内容確認のための参考資料
- ・建物構造確認書
- ・火災保険「構造級別の判定方法」の変更に関するご案内 等